

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第23号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第35号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成31年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第79条の見出し中「延滞料」を「延滞金」に改め、同条第2項中「年10.75パーセントの」を「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(昭和25年滋賀県条例第44号)第4条第1項に規定する」に改める。

別表第2第1項の表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

滋賀県自治振興交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第36号

滋賀県自治振興交付金交付規則の一部を改正する規則

滋賀県自治振興交付金交付規則(平成21年滋賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業」を「在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業  
小規模老人クラブ活動助成事業」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第5号

滋賀県職員安全衛生管理規程(昭和59年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第11条第1項中「係( )」の右に「別表第2に定める基準に該当する地方機関(合同庁舎に所在する本庁の係を含む。)を除く。」を加える。

第20条第6項を削る。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第146号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、公衆浴場入浴

料金の統制額を次のように指定し、令和5年5月1日から施行する。

令和2年滋賀県告示第141号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、令和5年4月30日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

公衆浴場入浴料金の統制額

入浴者の区別	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	490円	150円	100円

注 この表に定める統制額は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場の料金について適用する。

滋賀県告示第147号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条第2項中「経営力強化推進資金、」および「新型コロナウイルス感染症対応資金または」を削る。

第11条第1項および第11条の2第1項中「経営力強化推進資金、」を削る。

別表2セーフティネット資金の表資金使途の欄中

「不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既往借入金(元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)」

を 「不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既往借入金(伴走支援型資金の融資を受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金から借り換える者以外のものにあつては、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)」

に改め、同表融資限度額の欄中

「1億4,000万円以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、再生手続申立等事業者に対する関連債権額の範囲内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、別に定める額)」

を 「2億2,000万円以内(増額分を含む。)(ただし、伴走支援型資金の融資を受ける者

「1億円以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、再生手続申立等事業者

「2億6,000万円以内

「2億2,000万円以内(増額分を含む。)(ただし、伴走支援型資金の融資を受ける者